

新潟県合唱フェスティバル【全日本合唱コンクール 新潟県大会】 参加規程 (2025 年 4 月 20 日 現在)

(出演資格)

第1条 出演の資格を有するのは、新潟県合唱連盟に加盟している団体とする。

ただし、小学生部門は試行期間のため 2027 年度までは未加盟でも出演できる。

(各部門の出演人数・出演合唱団資格)

第2条 各部門及び編成区分の出演人数及び資格は次のとおりとする。出演人数とは、指揮者・伴奏者・独唱者を除く合唱メンバーの人数をいう。

(1)小学生部門

①出演人数は6名以上とする。

②小学校の合唱団または小学生相当年次で構成する合唱団

なお、小中一貫校や児童合唱団、その他一般合唱団等が出演する場合、小学生相当年次の児童のみで編成しなければならない。

(2)中学生部門

①混声合唱の部、同声合唱の部ともに出演人数6名以上の合唱団

②同一の中学校の生徒で編成する合唱団、または第3条に定める合唱団

③団体名には学校名を含めなくても構わない。

(3)高等学校部門

①Aグループは出演人数6名以上32名以下、Bグループは出演人数33名以上の合唱団

②同一の高等学校の生徒で編成する合唱団、または第3条に定める合唱団

③団体名には学校名を含めなければならない。

(4)大学職場一般部門

①大学ユースの部

出演人数が6名以上で、合唱メンバー全員が当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団

②室内合唱の部

出演人数が6名以上24名以下で編成する合唱団

③混声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する混声合唱団

④同声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団

※指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱パートを歌う場合は出演人数に含めるものとする。

なお、曲ごとに指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりと合唱メンバーが入れ替わる場合、同時に合唱パートを歌う人数は第2条の範囲内とする。

※出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、大会の長が判断して審査の対象とすることができる。

(出演に係る条件及び特例)

第3条 出演に係る条件及び特例は次のとおりとする。

- (1) 同一の学校、合唱団から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演するそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。(中・高)
- (2) 中高一貫校及び高等専門学校等は、中学生相当年次を中学生部門、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。また、小中一貫校及び義務教育学校は、中学生相当年次を中学生部門、小学生相当年次を小学生部門として扱う。
- (3) 中高一貫校は、高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した中学生相当年次の生徒は、当該年度に別の合唱団の合唱メンバーとして中学生部門に出演することはできない。
- (4) 小中一貫校及び義務教育学校は、中学生部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。
- (5) 一般部門等に加盟する合唱団は、中学生相当年次、もしくは中学生相当年次に小学生相当年次を加えた編成で中学生部門に出演することができる。
- (6) 高等学校部門においては、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。

2 合同合唱団は、合同合唱団として加盟、もしくは合同する全ての合唱団の加盟を条件とし、常時活動し、新潟県合唱連盟理事長が認めたものとする。

(1) 中学生部門

下記の編成に該当する合唱団で、合同する合唱団数及び1合唱団あたりの人数は制限しない。

- ① 中学校の合唱団同士による合同合唱団
- ② 中学校の合唱団と中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団による合同合唱団
- ③ 中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団同士による合同合唱団

(2) 高等学校部門

複数の高等学校の生徒で編成する合唱団で、合同する学校数は制限しない。

なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

※ 加盟している部門を問わず、同一合唱団は当該年度に複数回出演することはできない。

同一合唱団とは、構成員の大半が等しく、活動状況等も同じとみなせる合唱団をいう。

(指揮者・伴奏者・独唱者)

第4条 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。また、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱メンバーに入って歌う場合は第2条及び第3条の出演資格、条件を満たさなければならない。

(シード合唱団)

第5条 中学生部門・高等学校部門においてはシード合唱団を設定しない。

(演奏曲)

第6条 演奏曲は次のとおりとする。

- (1) 小学生部門、中学生部門は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- (2) 高等学校部門、大学職場一般部門は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は課題曲・自由曲の順とする。
- (3) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズを購入し、その中から1曲を選択して演奏しなければならない。
- (4) 自由曲は、曲目及び曲数に制限はない。
- (5) 出演者全員により、課題曲及び自由曲全曲を同じ種別(混声・男声・女声)で演奏するものとする。

(演奏時間)

第7条 演奏時間は次のとおりとする。

- (1) 小学生部門
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて7分00秒以内とする。
 - (2) 中学生部門
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
 - (3) 高等学校部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
 - (4) 大学職場一般部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。
- ※ 演奏時間を超過した場合は審査の対象としない。

(伴奏楽器)

第8条 伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

(演奏曲・曲順・伴奏楽器の変更禁止)

第9条 県大会・支部大会・全国大会を通じて演奏曲・曲順・伴奏楽器を変更することはできない。

ただし、県大会に於いては代表者会議終了時までは申し込み楽曲の演奏順及び演奏楽曲の削除は可能とする。
演奏曲目の追加はできない。

(編成区分・種別の変更禁止)

第10条 県大会・支部大会・全国大会を通じて編成区分・種別を変更することはできない。

(出演順)

第11条 新潟県大会の出演順は、代表者会議において、抽選し決定する。尚、代表者会議の日程は当該年度の要項に記載する。

(参加料・出演経費)

第12条 参加料は次のとおりとする。

- (1) 参加料は有料とし、その金額は新潟県合唱連盟理事会において決定する。
- (2) 参加料は申し込みと同時に納入するものとし、一旦納入した場合は原則として払い戻さない。
- (3) やむを得ない事情で新潟県大会が開催できなくなった場合、それまでに発生した費用を差し引いた金額を返金する。

※ その他出演に要する費用は、出演団体の負担とする。

(表彰)

第13条 出演した全合唱団を部門ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅いずれかの賞を贈る。

また、この他に特別賞として全日本合唱連盟理事長賞を1団体に贈る。

(規程違反の扱い)

第14条 出演資格等本規程に違反したときは出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞を取り消すことができる。

※ 出演資格等に疑義が生じた場合は、合唱団が証拠を示さなければならない。